

久留米市社会福祉審議会老人福祉専門分科会 令和5年度 第1回会議 会議要旨

日時	令和6年1月24日（水） 19:00～
場所	久留米市役所301会議室
出席者	委員：三宮分科会長、日高副分科会長、藤林委員、佐藤委員、古谷委員、富安委員 事務局：・長寿支援課 古賀課長、植松補佐、岡本、吉開 ・介護保険課 藤木課長、高口補佐、三根主査
欠席者	緒方委員、豊福委員、上原委員
傍聴者	なし
議事次第	1 開会 2 分科会長選出 3 副分科会長選出 4 審議事項 令和5年度社会福祉施設（特別養護老人ホームコスモス）の設置認可について 5 その他 6 閉会

議 事

1 開会 ＜事務局＞	これより、令和5年度第1回老人福祉専門分科会を開催いたします。
4 審議事項 ＜事務局＞	次第の4番「審議事項」に移ります。 審議事項について、事務局から説明をお願いします。
＜委員＞	【事務局より説明】 トイレがある部屋はいくつかありますか？皆さんトイレのときは別の部屋に行かれるということですか？
＜事務局＞	2-3の3枚目、1階部分の平面図をご覧くださいと、右側にユニットが構成されていますが、お部屋にトイレが付いているのは、一番右上の1部屋になります。ユニットのなかに、トイレ付の部屋が1部屋あります。その他は共用トイレが3つあり、そのうち1つは、車椅子でも利用可能です。これは、どのユニットも同じような構成となっております。
＜委員＞	2階も同じですか？
＜事務局＞	2階も同じ構造です。
＜委員＞	浴室もユニットごとにありますか？
＜事務局＞	浴室は1階と2階にあり、ユニットごとではなく、入居者全員で、共用で使っていただくこととなります。

<p><委員></p>	<p>トイレの基準はどうなっていますか？</p>
<p><事務局></p>	<p>資料1－4の3枚目。特養の基準の第五十一条の中に、『ウ 洗面設備』とありまして、その下に『エ 便所』とあります。居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数分散して設けることとなっております。今回の施設については居室ごとに設置をされておりましたが、ユニット内に4か所設置をされており、共用のトイレは3か所あります。</p>
<p><委員></p>	<p>食事は居室で取られますか？</p>
<p><事務局></p>	<p>食事については、ユニットごとに共同生活室が設置されておりますので、皆さんと一緒に取っていただくか、体調が悪い時などは、個室で取られることも考えられます。</p>
<p><委員></p>	<p>トイレについてですが、車椅子用のトイレはありますか？</p>
<p><事務局></p>	<p>ユニットに1箇所あります。</p>
<p><委員></p>	<p>特養の入居者は、重度の方が多いと思います。重度の方は車椅子なのではと思いますが、その1ヶ所で対応ができるということですか？</p>
<p><事務局></p>	<p>ユニットに1ヶ所と、それ以外に、共用部分にも車椅子でも使えるトイレがあります。図面を見ていただくと、1階部分の真ん中あたり、一番右側のユニットを出たところに、広めのトイレが1か所設置をされております。</p>
<p><委員></p>	<p>個人的には、特養は重度の方が多いイメージがあったので、車椅子用のトイレがもう少し多いのかなという印象でした。この大きさのユニットで、車椅子対応トイレの数が妥当なのかどうか分からなかったので質問しました。基準は満たしているとのことで、理解しました。</p>
<p><委員></p>	<p>機械浴2つということですが、どれぐらいの頻度で使われる想定でしょうか。29床で2つの機械浴と、一般浴があるので、1日あたり何名の利用を想定されているのかというのが、分からなかったので教えてください。</p>
<p><事務局></p>	<p>介護の基準上、お風呂の回数について、週に何回以上入れてくださいというのが決まっています。週最低何回入れないといけないかを確認しますので、少々お待ちください。寝たきりの方の場合だと機械浴になると思いますが、多少歩行可能の方については、一般浴でも入ることができますので、入居者全員が機械浴ということではないかと思えます。</p>
<p><委員></p>	<p>高齢者施設では、大浴場が多い印象でした。今回の施設は、大浴場ではなかったので、利用の想定はどのぐらいかなということに興味があったので質問させていただきました。</p>
<p><委員></p>	<p>マンパワー的に大勢の人数を一気に大浴場に入れたら、見守りの目が届かないのかなと思います。</p>
<p><事務局></p>	<p>地域密着型なので、基本的には、1人ずつ順番にお風呂に入ってくださいになります。</p>

<委員>	資料の2の勤務体制について、これは入居者29人に対しては何人の人が必要で、どのような勤務体制でなければならないか教えてください。
<事務局>	<p>人員基準については、ユニットごとに職員の配置を作っていただく形になります。</p> <p>考え方としては、まず1つ目の条件が、日中はユニットごとに1人配置、夜間帯は2ユニットに2人配置となっております。3ユニット開設すると、夜間帯については、職員が2人配置されることとなります。</p> <p>2つ目の条件としまして、入居者3人に対して、介護職員を1人配置することとなっています。</p>
<委員>	人員配置については、この認可が下りた後に、また調査をされるということですね。
<事務局>	開設時は1ユニットのみなので、1ユニットに対して、10人ぐらい配置をしており、十分すぎる配置となっています。今後職員さんが慣れてきたら、1ユニットずつ開ける予定なので、その都度、ユニットごとに、人員配置基準を満たしているかを確認します。
<会長>	勤務表に記載のある方は、すべて採用が決まっています、間違いなく雇用されることの認識でよろしいでしょうか。
<事務局>	雇用予定であることを、労働条件通知書等で確認しています。
<会長>	いまは、介護職がなかなか集まらないので、勤務形態を組み合わせ、職員体制を整えられたのかなと感じました。
<事務局>	1ユニットのときは、まだ職員数に余裕があると思うのですが、2ユニット3ユニットになると、ぎりぎりの職員配置ではあります。施設長や生活相談員についても、相談対応や事務作業をしながら、介護、見守り体制を取るような体制になると思います。
<委員>	今後順次ユニットを拡大されるということですが、職員はそれぞれのユニットに専属になりますか。それとも複数のユニットを行き来するようになりますか。すべてのユニットで勤務することになると、職員は入居者29名全員について、ある程度状況を把握しないといけないので、大変かなと思ったので質問です。
<事務局>	ユニットごとが生活の場となりますので、必ずそのユニットの中で、常勤のユニットリーダーが配置され、ユニットリーダーは、基本的にはそのユニットの専属になります。家庭的な生活環境を作るために、それぞれのユニットに勤務する職員を固定することが理想ではありますが、それだとシフトがうまく回らなくなるので、複数のユニットを行き来する職員は出てきます。
<委員>	3つのユニットをあっち行ったりこっち行ったりとなると、介護職の方が29人全員のことを把握しなきゃいけないというのが心配になりました。
<事務局>	望ましい形は、家庭的な雰囲気なので、基本的には職員を固定されることが望ましいですが、なかなか難しいところでもあります。非常勤の方だと、その時間だけそのユニットの専属という形で勤務することもできますが、今回の施設は、介護職

	の方が常勤ばかりなのでユニットを固定することは難しいと思います。
<委員>	勤務表に、『機能訓練指導員』で『(看護師)』と書かれています。これはどういう意味か。
<事務局>	今回の施設は、機能訓練指導員に看護職の資格を持った方が配置されるので、括弧書きで資格を書いています。
<委員>	もともとここに適切な人はどの職種の方ですか。
<事務局>	職種としては、作業療法士、理学療法士、看護師です。
<委員>	わかりました。『機能訓練指導員(看護師)』の下の枠に『看護職』とありますね。これは何か？
<事務局>	看護師のことを指します。看護職員も基準上、必要な職員です。
<委員>	看護師は、何名必要でしょうか？
<事務局>	看護師は常勤で1人以上を配置しなければならない。また、介護職と看護職あわせて、常勤換算で計算する形になります。
<委員>	この施設は、5日から利用者の方を入居される想定ですか。夜勤の方が5日からスタートしているということは、1～4日目までは入居の方はいらっしゃらないという理解でよろしいでしょうか。
<事務局>	入居は5日からを予定しています。
<委員>	それであれば気になったのが18日で、施設長、相談員、看護師さんもいらっしゃらない。この日は緊急の体制はどんな感じになるのかなと気になりました。
<事務局>	基準上は、常勤で計算をするので問題はありませんが、どなたも頼りになる方がいらっしゃらないというご指摘ということでよろしいでしょうか。
<委員>	そうです。実働として、少し不安が残る勤務体制だと正直思いましたので、緊急時の体制の確保など、何か備えがあるのかなと思いました。利用者さんに何かがあったときに、駆け付けるような仕組みがあるのでしょうか。
<事務局>	緊急時や非常時などに対応できる体制を確保するように、施設にお願いしています。施設長や嘱託医などに連絡をとる流れになるかと思います。
<委員>	認可後に、この施設が適切に機能しているかという評価はどこがすることになりますか。
<事務局>	特別養護老人ホームについては、介護保険課が、3年に1度の頻度で監査に行きます。

<委員>	新しくできた施設であっても、設置された時から3年後ということになりますか。
<事務局>	基本的には3年後です。
<委員>	評価の視点とかがあるのでしょうか。そこに倫理的なところの視点はありますか。
<事務局>	基準に沿った運営をされているかを見ることになります。倫理的なところは、なかなか難しいのですが、虐待等については委員会や研修が必要なので、その視点では確認します。
<委員>	特養に勤務する人々に求める倫理というのが、評価される際にもチェックされるものなのかということが気になりました。
<事務局>	基準に適合しているかという点については、確認をしています。
<委員>	わかりました。
<委員>	確認です。委員がおっしゃる評価と、役所が法律上定められた監査とは違いますよね。
<事務局>	そうですね。基準に沿った運営がされているのかを、現地に書類等で確認します。
<委員>	例えば、ケアの質とか基準を設けて、第三者評価みたいなもので行われるようなものや、倫理感や理念とかをどう掲げているかは、行政の法律に基づいた監査の対象とは少し異なると思います。そこをはっきり説明していただいた方がいいかなと思ったのです。久留米市独自の基準があつて監査に行っているわけではないですね。
<事務局>	そうです。国の基準に沿った運用がされているかと確認することになります。
<委員>	国が定めた通りしか、監査ができないということですね。
<事務局>	はい。
<委員>	監査項目をプラスすることはできますか。
<委員>	特養が、これから先も重要だということで計画を立ててらっしゃるわけであつて、その脆弱性の問題を考えたときに、施設で勤務する方のケアの在り方や倫理感というのは、とても大事なところですよ。建物ももちろん大事だし、人数が揃っているかも大事だけど、そこで働く、ケアしてくださる方々の教育であるとか、入居してらっしゃる方々、そして仕事をする人達の満足度というのは、どこが見るのかなとか、そういうことが気になりました。

<p><事務局></p>	<p>おっしゃる通り、倫理的な部分を評価するのは、なかなか難しいと思っております。今回、設置者は社会福祉法人として認可を受けています。その理念のもとに運営をされていかれることとなります。</p> <p>もう1つは『久留米市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例』というのが、資料3-5にあります。久留米市条例の基本方針第2条のところに、『入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない』という条項等もございます。</p> <p>この理念に添った運営をしているのかを、行政が評価することは難しいところがあるのですが、入居者の方がどのように感じられているのかというのを把握するための取り組みを行っています。『相談員事業』と申しまして、介護保険課で依頼をしております介護相談員さんが10名程いらっしゃいます。その方が事業所の入居者に対して、「施設での生活や職員さんの接し方は、どうですか？」とか「お困り事はないですか？」というようなことをお聞きしております。万が一、何かがあったときには、介護保険課として、入所者の処遇改善のために適切に対処をしていくこととなります。</p>
<p><委員></p>	<p>施設の設備と人数だけ見ればいいということなのか、倫理的なところ、職員のケアの在り方についても、確認されていくのが気になりました。これは社会背景を考えたときに、気にしておかないといけないところかなと思ったので、質問しました。</p>
<p><事務局></p>	<p>お風呂の件です、回数が出ました。週に2回は必ず入れないといけないという基準になっています。29人で週2回であれば、29掛ける2で58回。1週間で計算しますと、1日あたり8人となります。すべて機械浴を使った場合は、1日に8人の方が入れれば良いこととなります。ただ全員機械浴というわけではありませんで、歩行可能な方については通常のお風呂に入っていたことになっています。</p>
<p><委員></p>	<p>もう1つ質問よろしいですか。私は民生委員なので、小規模多機能や特養の運営推進会議に行っています。2か月に1回行っていますが、今回の施設も運営推進会議をするということになりますか。</p>
<p><事務局></p>	<p>地域密着型の施設なので、推進会議は実施されます。</p>
<p><委員></p>	<p>私が運営推進会議に参加している施設は、利用者の方も参加されることがあるので、直接話を聞いたりもできます。開設したら速やかに実施していただきたいと思っております。よろしく願います。</p>
<p><会長></p>	<p>他にご質問ございますか。</p> <p>それでは社会福祉施設の設定について、要件を満たしており、適切であると思います。</p>
<p>5 その他 連絡事項 <事務局></p>	<p>今後のスケジュール、謝金について説明</p>

<p><会長></p>	<p>最後に1つだけ。施設の設置認可が、適切かどうかを検討する会議だったかと思いますが、今回の施設について、すでに社会福祉法人が運営する施設が開設予定との宣伝がされています。まだ、この会議で認可も何も出ていないのに、すでにフライングで出しているのでしょうか？</p>
<p><事務局></p>	<p>通常、介護の指定をする際は、指定を受ける指定日が利用開始日になります。介護の指定上、チラシを配ったり、募集をしたり、案内をしたりする部分については、前もってしていただいても特に問題ないと判断をしております。指定日から利用開始するという形なので、認可される、指定できるというものを見越したところで、広報は前もってしていただいても構わないというお話はさせてもらっております。</p>
<p><会長></p>	<p>例えばこの分科会で却下となった場合です。最初から会議の承認を得ないままに宣伝を出していいということであつたら、すごく不思議な気がしました。認可されることが出来レースのような気がして、そうであれば今回のような会議もいらぬのではと思いました</p>
<p><事務局></p>	<p>もし指定を受けられなければ、宣伝されていても、指定を受けた施設としては、開設ができません。</p>
<p><会長></p>	<p>それはそれで虚偽広告みたいで変な話だなと思います。会議で認可される前とか、答申される前に、もうすでに作りますよと出しているとなると、じゃあ何のために会議をやっているのだろう？と。まだ開設まで時間ありますから、こんなに早く出す必要はないって言われませんか？特養は、入りたい人はたくさんいらっしゃるんで、そんなに大々的にやらなくても、すぐに埋まっていくと思うので、少し釈然としないものがありました。行政として、法律上全く問題ないとおっしゃるのであれば、それはそれでもう仕方がないというか、そういうものだと思って飲まないといけないのかなとは思いますが。</p>
<p><事務局></p>	<p>ご意見ありがとうございます。もうすでに募集をかけていらっしゃるところが、どうなのかというご意見いただいておりますが、万が一、認可をいただけなかった場合は、指定をすることができません。指定をすることができないということは、入所ができないこととなります。もし万が一入所してサービスをして、それは介護保険法上の報酬の対象にはならないということになって参ります。募集かけたのが早いのかなという点については、いろいろ思われるところあるかもしれません。早めに皆様に入居いただきたいということで、前もって募集をかけることは私どももいいですよということでお話をさせていただいているところです。</p>
<p><会長></p>	<p>かなりの投資をしていますから、法人側の気持ちも分かりますが、確認したかったので、発言しました。他になければ、司会を事務局にお返ししたいと思います。</p>
<p>6 閉会 <事務局></p>	<p>会長、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>また冒頭でもご説明をさせていただいた通り、資料2につきましては回収させていただきますので、机の上に置かれたままをお願いいたします。</p> <p>それではこれもちまして、「令和5年度第1回老人福祉専門分科会」を終了いたします。お忙しい中、皆様ありがとうございました。</p>